

## 商品類型 No.129「廃食用油再生せっけん Version1.5」認定基準の改定について(案)

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 改定の経緯

廃食用油再生石けんの認定基準は、廃食用油を回収・リサイクルすることにより、家庭などから排出される油による水質汚濁物質の削減し、リサイクルや水質保全についての環境教育の実践策として市民運動などにより進められていた廃食用油再生石けんを推奨し、石けん市場におけるリサイクル石けんのシェアの向上を図ることを目的に制定されている。

本基準では石けん全般を適用範囲としているが、基準項目である「原料油脂中に廃食用油100%」というレベルは、実質的にはケン化法で製造される洗濯用粉石けんという限られた商品のみしか基準を満たすことはできず、基準制定から7年を経過した現在でも認定品は洗濯用粉石けん以外には皆無の状況である。

一方、近年食品リサイクル法への対応などもあり、飲食店やホテル、給食調理場で発生する廃食用油の利用が進み、回収油を中和法(油を脂肪酸に精製加工)によってハンドソープや化粧石けんなど身体用の石けんのリサイクルし、再び調理場や学校の手洗いに使用する取り組みが広がっている。また、ホテルや旅館の客室で使い残された固形石けんを回収し、石けん再生する試みも始まっている。しかしながら、洗濯用粉石けんについては、廃食用油特有の臭い等の品質やイメージの問題から、一般市場に出回っている製品は少なく、リサイクル石けんを使用する消費者は一部にとどまっているという現状もある。

学校の手洗い石けんなどは、特にリサイクルに関する環境教育面では非常に効果的であり、このような商品や取り組みを後押しし、購入層のすそ野を広げリサイクル石けんの普及を図られるよう、基準配合率を組み直して基準の一部改定を行う。

## 2. 改定箇所(抜粋)

商品類型 No.129「廃食用油等再生せっけん Version1.5」認定基準書

## 2. 適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「石けん」(純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものに限る)。

## 3. 用語の定義

廃食用油	製品として使用された後に、廃棄された食用油。 <u>これを精製、脂肪酸に加工したものも含む。</u>
廃石けん	ホテルや旅館の客室アメニティ等で使い残され廃棄された固形石けん。 <u>これを精製、脂肪酸に再生したものも含む。</u>

#### 4-1 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、原料の油脂にが廃食用油（廃石けんを含む）を、表1の配合率以上使用している100%であること。

表1 原料油脂中の廃食用油の配合率

石けんの種類	配合率
粉石けん、固形石けん	70%
液体石けん	50%

**【証明方法】**

廃食用油の回収から製造についてのフロー図、原料供給（回収）事業者の発行する原料供給証明書、および廃食用油の配合率を証明する書類を提出すること。

#### 4-2.品質に関する基準

- (2) 製品は、「家庭用品品質表示法」および「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約」を遵順守していること。身体用の石けんの場合は、「薬事法」を順守していること。

**【証明方法】**

家庭用品品質表示法および家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約に基づく表示の見本を提出すること。身体用の石けんの場合は、薬事法を順守していることについて証明書を提出すること。

#### 6. 商品区分、表示など

- (2) マーク下段の表示は下記に示す環境情報表示とする。環境情報表示は、1段表示を矩形枠で囲んだものとし、「原料油脂に廃食用油 100%」又は「原料油脂に廃食用油 %以上」と記載すること。なお、廃石けんを原料として使用している場合は、「廃食用油」に替えて「廃食用油等」あるいは「廃石けん」と記載することとする。 %は、原料油脂に占める廃食用油の数値を記載すること（%は、小数点以下を切り捨てとし、基準値を下限に扱いやすい数値に整えることも可とする）（以下省略）

< 解説書 >

#### 3. 認定の基準について

##### 3 1. 環境に関する基準の策定の経緯

##### A 資源採取段階

##### A 1（資源の消費）

##### (1) 廃食用油の使用について

**【追加】**食品リサイクル法への対応などにより、飲食店やホテル、給食調理場で発生する廃食用油の再利用が進むようになり、回収油をハンドソープや化粧石けんなど身体用の石けん

リサイクルし、再び調理場や学校の手洗いに使用する取り組みが近年広がってきている。また、ホテルの客室で使い残された固形石けんを回収し、石けんに再生する試みも始まっている。その一方で、廃食用油 100%とする認定基準は、けん化法による洗濯用粉石けんのみしか基準を満たすことが困難であり、身体用の商品は実質的に対象になりえない状況であった。

そのため、特に環境教育面に非常に効果的なハンドソープや化粧石けんを対象にして、購入層のすそ野を広げリサイクル石けんの普及が図られるよう、基準配合率の再検討を行った。固形石けんや液体石けんは、その性状から廃食用油 100%では製造が困難であり、また身体用の石けんは薬事法上廃食用油を直接使用するけん化法での製造は難しい。また、洗濯用粉石けんについては、廃食用油特有の臭い等の品質やイメージの問題から、一般市場に出回っている製品は少なく、再生石けんを使用する消費者は一部にとどまり広がりをみせていない状況もある。これらを考慮し、消費者が満足して使用できる品質を保てる範囲に、廃食用油の配合率を再設定した。同時に、使い残され廃棄された固形石けんのリサイクルも対象に含められるよう、修正を行った。

なお、配合率の引き下げにあたり、複合石けんは、純石けん分以外の界面活性剤を多く含むほど廃食用油の使用量が少なくなってしまうこと、合成洗剤は本商品類型の検討外としており、界面活性剤自体の検討を行っていないことなどから、対象が明確となるよう適用外を明記した。

### 3-2. 品質に関する基準の策定の経緯

【追加】化粧石けんやハンドソープなどは薬事法の適用を受けるため、身体用石けんの対象追加に併せて、薬事法の順守も確認することとした。

## 3. 改定予定日

2011年11月1日

以上